主 文

原判決を取消す。

控訴人が、山口県熊毛郡 a 村大字 b 字 c 第 d 番地山林及び同大字字 e 第 f 番畑所在の被控訴人所有の石灰製造用窯三個並びに右地上及び同大字字 g 第 h 番地の i 畑所在の被控訴人所有の附属建物につき賃貸人を被控訴人賃借人を控訴人期限を昭和三十六年十月末日までとする賃借権を有することを確認する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の主張は、控訴代理人において、「訴外 a 村は昭和十八年三月三十一 日控訴人を本件物件の賃借人に指定し、控訴人においてこれを受諾したので、本件 物件につき控訴人と被控訴人との間に賃貸借契約が成立した。また、a 村が昭和十 六年十一月三十日被控訴人との間に第三者のためにする契約をなしたとき、すでに 双方の間においてその第三者とは控訴人であることが特定せられていたものであ る。」と述べ、被控訴代理人において、「控訴人の右主張事実を否認する。」と述 べた外、原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

証拠として、

控訴代理人は甲第一号証を提出し、原審証人A、B、当審証人C、Dの各証言、原審及び当審における控訴会社代表者E本人訊問の結果を援用し、乙各号証の成立を認め乙第二号証を利益に援用した。

被控訴代理人は、乙第一、第二、第三号証、第四号証の一から五まで、第五、第六、第七号証を提出し、原審証人F、G、当番証人H、I、J、Kの各証言、原審及び当審における被控訴人本人訊間の結果を援用し、甲第一号証の成立を認めた。

里 由

主文第二項記載の本件物件が被控訴人の所有に属することは当事者に争がない。 控訴人は先ず、被控訴人は昭和十六年十一月三十円訴外 a 村に対し本件物件を期 限昭和三十六年十月末日まで、賃料年四百五十五円の約で同村又は同村の指定する 高に賃貸することを約し、同村は右約定に基き昭和十八年三月三十一日控訴人と 件物件の賃借人に指定し、控訴人においてこれを承諾したので、本件物件に 接控訴人と被控訴人との間に賃貸借契約が成立した旨主張し、成立に争のないころ 二号証によれば、昭和十六年十一月三十日 a 村と被控訴人との間に右の如き約定の 成立したことを認め得るけれども、右約定に基き同村が控訴人を本件物件の賃借 に指定し直接控訴人と被控訴人との間に賃貸借の成立したことを本件物件の賃借 に指定し直接控訴人と被控訴人との間に賃貸借の成立したことを本件物件の賃 に指定し直接控訴人と被控訴人との間に賃貸借の成立したことを本件物件の 原審 記述といるに 日本人訊問の結果中控訴人の右主張事実に符合する部分は成立に争のないるに 者本人訊問の結果中控訴人の右主張事実に符合する部分は成立に争のないるに 記述な存在しない。

控訴人は次に、a村は昭和十六年十一月三十日被控訴人との間に本件物件につき第三者のためにする賃貸借契約をなし、控訴人はその第三者として昭和十八年三月三十一日頃被控訴人に対し受益の意思表示をしたから控訴人被控訴人間に賃貸借か成立した旨主張するけれども、右主張事実を認めるに足る何等の証拠も存在しない。

成立に争のない乙第二、第五号証、原審証人F、G、当審証人J、Iの各証言並びに原審及び当審における被控訴人本人訊問の結果を綜合すれば、被控訴人は昭和十六年十一月三十日 a 村に対し本件物件及びその敷地たる被控訴人所有の山口県熊毛郡 a 村大字 b 字 c 第 d 番地山林及び同大字字 e 第 f 番畑のうち同村所有地よりの石灰石の採掘、搬出並びに石灰製造に必要な部分の土地を期限昭和三十六年十月末日、賃料は本件物件につき一ケ年金三百五円、右土地につき一ケ年金百五十円合計金四百五十五円、毎年七月末日支払の約で賃貸し、同村は被控訴人の承諾の下に昭和十八年三月三十一日控訴人に対し本件物件及び右土地を前同一条件で転貸したことを認めることができる。

ところで、控訴人は被控訴人が昭和二十三年二月五日控訴人に対し直接本件物件 を賃貸するに至つた旨主張するので、この点について判断する。

成立に争のない甲第一号証、乙第四号証の一から五まで、乙第七号証、原審証人A、B、F、当審証人Dの各証言、原審及び当審における控訴会社代表者本人訊問の結果並びに弁論の全趣旨を綜合すれば、控訴人は本件物件所在地附近にあるa村所有地に存在する石灰石を同村より買受け、これを採取し、或は石灰を製造するために、同村か被控訴人より賃借していた本件物件及ひ前記土地を前示認定の通り昭

和十八年三月三十一日転借し同村に対し一ケ年金四百五十五円宛の転借料を支払い、同村はこれを賃料として被控訴人に対し支払つて来たこと、被控訴人はかつて 控訴会社の社員でその取締役をしていた著であるが、終戦後物価か著しく騰貴し本 件物件及び前記土地に対する一ケ年合計金四百五十五円の賃料か甚だしく低廉に失 するようにはつたので、昭和二十三年二月五日頃直接控訴会社の当時の代表取締役 Eに対し賃料の値上げを請求し、同人もその値上けに同意し、交渉の末昭和二十二 年度分より暫定的に賃料を十倍とすることに合意が成立し、一ケ年金四千五百五十 円の割合による賃料を控訴人より直接被控訴人に対し支払うことになり、ここに控 訴人と被控訴人との間に本件物件及び右土地につき賃料を当分の間一ケ年金四千五百五十円とする外その他の条件は前同様の賃貸借が成立するに至つたこと、その際右E及び被控訴人は、右賃料につき地代家賃統制令の適用の有無が判明せず、右賃 料の値上げが統制令違反となることをおそれる一方、また右賃料の値上けが自村の 知るところとなれば、同村より控訴人に対し前示石灰石の代金の値上げを要求せら れるおそれもあつたので、右賃料値上げ及び新賃貸借の事実をa村に対して内密と し、右金四千五百五十円の賃料は双方合意の上賃料補助金名義を以て支払うことと 定めたこと、そこで控訴人は被控訴人に対し本件物件及び土地に対する賃料として 補助金名義を以て昭和二十二年度分より昭和二十六年度分まで一ケ年金四千五百五 十円の割合の金員を支払うと共に、勝間付に対しては一ケ年金四百五十五円の割合 の前示転借料を引き続き支払い、a村は右金四百五十五円を被控訴人に対し本件物 件及び土地に対する賃料として支払つて来た事実を認めることができ、原審証人G の証言並びに原審及び当審における被控訴人本人訊問の結果中、右〈要旨〉認定に反 する部分は信用できない。そして賃借権は債権であるから、右のように控訴人がすでに転借権を有す</要旨>る本件物件及び土地につき新たに賃借権を取得することは 法律上も素より可能なことである。

成立に争のない乙第一、第六号証、当審証人」の一証言によれば、昭和二十六年一月三十一日新鉱業法が施行せられ、石灰石は同法にいわゆる鉱物とされ国有とので、被控訴人は前示被控訴人と a 村との間の本件物件及び土地の賃貸借は効ので、被控訴人と a 村との間の本件物件及び土地の賃貸借する。 のおるから、新鉱業法の施行によりであるから、新鉱業法の施行においてを売却できる。 はの訴を徳山簡易裁判所に提起したところ、同村において前により、右門ので、昭和二十七年五月十四日被控訴人勝訴の判決の言渡があり、たら、前記で、昭和二十七年五月十四日被控訴人との間の前示転貸借も消滅により、方月二十一日確定したことを認めることができる。 従つて転貨借も消滅により、方月二十一日確定したにとを認めることができる。 従って転貨借も消滅により、方月二十一日確定したに結果、 a 村と控訴人との間の前示は信息ににいるがある。しかしながら、前記認定の通り、控訴人は右転貸借したのにいるには明らかである。しかしながら、前記認定の通り、対土地を賃借したのであるが当然が当然消滅すべきいわればない。

(裁判長裁判官 植山日二 裁判官 佐伯欽治 裁判官 松本冬樹)